

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和二年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月五日奈良県指令中土第五三一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月十九日中土第七二一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄三六六番、三六七番の一部及び三七四番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字上之庄四四四番地

松田進